

## 随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	情報システム課
契約名	大津市庁舎第2別館セキュリティ機器（監視モニター、入退室管理システム）賃貸借
設置場所	大津市御陵町3番4号 大津市庁舎第2別館ほか
概要	大津市庁舎第2別館に立ち入る職員等の入退室及び監視を目的とする監視モニターと入退室管理システム機器の賃貸借
契約期間	令和3年3月1日から令和8年2月28日まで
契約年月日	令和3年3月1日
契約金額	26,862,000円
契約の相手方 （納入業者）	〔所在地〕 大阪市西区江戸堀一丁目5番16号 〔名称〕 富士通ネットワークソリューションズ株式会社
契約の相手方 （賃貸人）	〔所在地〕 京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町1番地 〔名称〕 富士通リース株式会社
契約相手方の 選定理由	納入業者は公募によるプロポーザル方式により決定したため。賃貸人は「納入業者が物件を直接本市に賃貸することができない場合は、第三者賃貸方式による契約をすることができることとし、納入業者は第三者である賃貸人たるリース会社を選任し、その貸付能力を自らの責任において証明した者であること。」旨を公募型プロポーザル実施要領の参加資格の条件としたことによるため。
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項 <p>② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p>

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策  
随意契約については、別途公表をしています。